

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第一小学校

校長名 角田 悟 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

学校教育の使命は、子どもたちに学力と社会性を身に付けさせ、将来社会の一員としてよりよく生きていく上での基礎・基本を学ばせることである。そのため、八王子市教育委員会及び東京都教育委員会の教育目標・基本方針に基づき、かつ地域において本校の担うべき役割を受け、学校教育目標の具現化を図る。

本校のめざす児童像を下記のように定める。

◎進んで学ぶ子（知）【重点目標】 ○心豊かでみんなのために働く子（徳） ○健康な子（体）

(2) 特別支援学級の教育目標

ア 生活を豊かにするために必要な知識・技能を定着させ、よりよく問題解決する力を育む。

イ 自分も他者も大切にし、自分自身の役割を積極的に果たそうとする態度を育てる。

ウ 基本的な生活習慣を育み、丈夫な体を作るとともに、運動に親しむ姿勢を育てる。

以上を通して、児童の障害の特性等に応じた教育を推進する。また、個性を尊重し、豊かな人間性や社会性を育み、社会参加のできる自立した児童を育成する。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成【進んで学ぶ子（知）】

児童の特性や発達段階に応じた個別の指導計画を作成し、実態に合った教材や指導方法を工夫する。また読み書きや計算など日常生活や社会参加に必要な基礎的なスキルを定着させる。

イ 豊かな心の育成【心豊かでみんなのためにはたらく子（徳）】

適切な支援を行いながら通常の学級との交流及び共同学習を進め、人と関わることを楽しみ積極的に関わろうとする姿勢を育てる。

ウ 健やかな体の育成【健康な子（体）】

体育科の学習指導、体育的行事、集会や休み時間を使った運動の取組等により、運動に親しむ態度を育て、運動能力・体力の伸長を図る。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」の趣旨を踏まえ、関係諸機関と連携を図りながら対応していく。児童、保護者に対して寄り添い、将来の社会的自立に向けた継続的な支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

SOSの出し方や、いじめ防止に関する授業を年間指導計画に位置付け、自他共に命を大切にすることを育てる。

カ 特別支援教育の充実

個別の指導計画や学校生活支援シートを活用し、児童一人ひとりの発達や教育的ニーズに応じた適切な指導を行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第五中学校グループ（第一小・第四小）】

小学校段階で育てたい児童像「進んで学ぶ子 心豊かでみんなのために働く子 健康な子」を共有し、共通目標「より高い人間性をめざす人・学び続ける人・健康で生命を大切にする人」を実装する。教職員の創意と工夫でこれまでの連携から合同・一体の学習活動の取組にアップデートし、学校行事等を起点にさらなる小中一貫教育を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 週3回のモジュールでは、ICT機器を使用し、視覚的に問題を捉え、イメージしやすく工夫し、基礎学力の定着を図る。また、教員のICT活用指導力を向上するためにOJTの計画にICT活用の実践研修を入れ、教員の学び合いの時間を意識的にとる。
- ② 児童一人ひとりの発達段階や障害の特性に応じた指導を工夫し、基礎的・基本的な学力の育成を図る。また、各教科においてICT機器を活用して、「分かる」「できる」体験を積み重ね、「主体的な学び」が実現できるようにする。
- ③ 学習用端末を活用して自分の考えを伝えたり友だちの発表を聞いて考えを広げ深めたりする「対話的な学び」「深い学び」が行える授業を工夫していく。
- ④ 国語科、算数科では、生活年齢や発達段階に応じたグループを編制し、下学年適用の授業も取り入れながら、日常生活及び将来の社会生活に必要な言語・数量等の理解を深める。
- ⑤ 体育科では、運動能力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しんだり、お互いに認め合ったりする態度を育てる。
- ⑥ 音楽科・図画工作科では、豊かな情操を育て自己を表現する力を培う。
- ⑦ 生活単元学習では、理科的社会的な内容を扱い身近な事象に関心をもち、それを探究する態度を育てる。
- ⑧ 外国語指導補助手（ALT）と連携し、英語を用いてコミュニケーションを図り、外国語や世界の文化について、体験的に理解を深めることができるように指導する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 1人1台の学習用端末を用いて、基礎的な技能を身に付けたり、インターネットの使い方を学び、情報モラルやマナーを身に付ける。
- ② 通常の学級や地域の方々との交流を行い、自ら多くの人と積極的に関わろうとする意欲と態度を育てる。
- ③ 身近な郷土や日本遺産等についての学習をとおして、地域への愛着を深めることができるよう、系統的に「郷土学習」を年間指導計画に位置付け、日本遺産をはじめ「ふるさと八王子」を愛する心情を育てる。

ウ 特別活動

- ① 学級内での係や当番活動を通して、集団の中の一人としての役割を果たすとともに、自ら進んで仕事をする態度を育てる。
- ② 集団的宿泊行事では、一人ひとりが目標をもち家庭と連携してそれを達成できるようにする。また、児童の実態に合った一人一役の仕事を持ち、すすんで自分の役割を果たそうとする姿勢を育てる。
- ③ 学校行事や縦割り班活動などにおける、通常の学級との交流を通して、仲間意識をもたせるとともに、コミュニケーション能力や思いやりの心を養う。
- ④ 第四中学校7組との交流会を通して、中学校進学に見通しをもてるようにする。

エ 自立活動

- ① 児童の障害の特性や発達段階に応じ、個別指導計画や学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成し、児童の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。
- ② 「人間関係の形成」に重点を置き、各教科の学習、集団活動の中で、他者と関わる活動を多く取り入れ、自分の気持ちを相手に伝えたり、調整したりする力を養う。
- ③ 児童の成長を見取り、授業の中で認め、励ましていく。また家庭にも適宜知らせ、連携して児童を励ましていく。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 道徳科を要として、日常生活の指導や生活単元学習等、他教科・領域とも関連させながら、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。
- ② 「生命の尊さ」「親切、思いやり」を重点項目とし、「道徳授業地区公開講座」、年3回以上の「いじめ防止授業」の実施を通して人権意識、人権感覚を高めるようにする。また児童の生活年齢や発達段階に応じたグループを編成したり、教材や資料等は児童の生活に結びついた内容を選んだりする。

(3) キャリア教育

- ① 宿泊学習や校外学習などを通して、将来の自立に向けて一人ひとりの学力や生活力の特性を把握し、将来への自立に向けてた見通しをもった指導を行う。
- ② はちおうじっ子キャリア・パスポートを活用して、目標をたてたり、それに対する自分の在り方を振り返ったりし、よりよく変容していこうとする姿勢をもたせる。
- ③ 地域の様子を知り、地域資源を活かした教材の活用により、地域の魅力を学ぶ。地域と自分とのつながりを感じ、郷土愛を育成する。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活指導のきまりを児童の実態に即して見直しを図っていく。高学年を中心にあいさつ運動を行い、全校児童へのあいさつの啓蒙を行っていく。ふれあい月間に日常の言葉遣いについて考えさせる機会を設ける。あいさつ、言葉遣い、SNSルールの遵守等家庭と連携しながら生活指導の充実を図っていく。
- ② セーフティ教室や月1回の安全指導日に、東京都安全教育プログラムを計画的に活用し、児童が危険を予測したり回避したりする能力を身に付けさせる。
- ③ 児童が、性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために「生命（いのち）の安全教育指導資料（都）」「生命（いのち）の安全教育（市）」等を活用して年間指導計画を作成し、発達段階に応じた指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週1回以上の学校いじめ対策委員会では、ふれあい月間のアンケートやQ-Uの結果の分析、いじめの実態把握と対応について検討する。また、週1回の生活指導夕会で児童の状況を共有し、全教職員で児童を見守り、いじめの早期発見、組織的な対応をしていく。
- ② 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の校長講和を通して「生命」について考える機会を設ける。また、道徳授業地区公開講座で全学級「生命の尊さ」に関する授業を実施する。
- ③ いじめ防止に関する授業やSOSの出し方に関する授業を学期1回以上実施する。日頃の教職員からの声かけ、学校全体で児童を見ていく姿勢をもち、児童全員にとって相談しやすい環境を整えていく。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 八王子市不登校総合対策「つながるプラン」を踏まえ、不登校児童の実態、支援ニーズを把握し、登校支援コーディネーターが中心となって、保護者及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した継続的な支援を行う。社会的自立に向けて、ICTや家庭訪問等のあらゆる機会を活用した不登校支援を行う。
- ② 個票システムを活用し、不登校傾向の児童の早期把握、未然防止に努めていく。

(5) 学力保障の取り組み

ア 児童の実態に応じて「はちおうじっ子ミニマム」を活用して学習内容の定着を図る。

イ 学校運営協議会と連携し、週に3回放課後に学習支援教室「るり丸教室」を開催する。また、夏休みを活用し「夏休み特別るり丸教室」を開催し、中学生が学習支援を行う。

(6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ① 児童の実態に応じ、教科、特別活動など必要と考えられる場面で、通常の学級との交流及び共同学習の場を設け、設定する。
- ② 近隣の特別支援学級と直接交流をし、児童が進学への見通しをもてるようにする。
- ③ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）と個別の指導計画に基づき、保護者や医療機関と連携を図る。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1） 教育9年間を見通した小中一貫教育の取組「はちおうじっ子サミット（いじめ防止）」についての協議として、児童会・生徒会の合同会議を行う。また、第6学年が中学校合唱コンクールの参観、中学校から小学校への交流合唱、体育大会等の合同競技参加、部活動地域クラブ体験等を行う。中学生が小学校の運動会運営参画をする。
- （取組2） 各学期に一度行う小中一貫教育の日では、児童・生徒の背景や、気付きと手だてについて話し合う協議会を設定し、小・中教職員の共通理解を深める。
- （取組3） 「地域の子どもは地域で育てる」視点を基に、年に3回行われる青少年対策第五地区委員会主催のクリーン活動では、児童・生徒、地域、小・中教職員が一丸となって参加する。地域の青少対主催の地域清掃活動、ふれあいコンサートに参加し交流を図る。

ウ その他

- ① 静教保育園、本町幼稚園と連携を行い、学習や生活の内容及び方法の系統性とのつながりがある継続した指導を行う。また、「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を活用し小1プロブレムの解消に努める。
- ② 縦割り班による年8回の集会や清掃活動等により、異学年交流や協力活動を充実させ、児童が互いに相手を思いやる心を育成する。
- ③ 地域行事への参加を促すために、H&S・学校HPで配信して保護者へも呼びかけをする。参加した児童については、参加の様子を把握し、通知表等に記載する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
2		17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
3		17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
4		17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
5		17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	18	203
6		18	18	22	18	0	19	21	19	19	15	18	17	204
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・始業式に参加しないため1日減（第1学年）4月6日（月） ・入学式に参加しないため1日減（第2学年から第5学年）4月7日（火） ・夏季休業日 7月25日（土）から8月31日（月）まで ・卒業式に参加しないため1日減（第1から第4学年）3月24日（水） ・修了式に参加しないため1日減（第6学年）3月25日（木） ・開校記念日9月11日（金）及び都民の日10月1日（木）は授業日とする。 ・移動教室のため1日増（第6学年）7月19日（日） 												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

①各教科

教科名		学年					
		1	2	3	4	5	6
各教科	国語	0	0	0	0	0	0
	社会			0	0	0	0
	算数	0	0	0	0	0	0
	理科			0	0	0	0
	生活	0	0				
	音楽	0	0	0	0	0	0
	図画工作	0	0	0	0	0	0
	家庭					0	0
	体育	0	0	0	0	0	0
	外国語					0	0
知的障害者を行う特別支援学校の各教科に対する	生活	健康で安全な生活、金銭の取り扱い、自然の事物・現象への関心等					
	国語	発音、文字の読み書き、応答、物の名前、意思の伝達、文章の読み、物語文・説明文の読解等					
	算数	数と計算、形の弁別、量の比較、大小、長短、高低、重軽、時間、金銭等					
	音楽	歌唱、合奏、手遊び歌、身体表現、リズム打ち、鑑賞等					
	図画工作	絵画、工作、粘土、切る、ちぎる、折る、染める、共同制作等					
	体育	集団行動、基本の運動、水泳、ゲーム、ボール運動、跳び箱、マット運動等					
小計		585	630	630	630	630	630

②特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年					
		1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	善悪の判断、自律、自由と責任、誠実、節度・節制、個性の伸長、希望と勇気、努力と強い意志、礼儀、友情、信頼、感謝、親切、思いやり、いじめ防止、生命の尊さ、家族愛、規則の尊重、公正、公平、社会正義、伝統文化の尊重、国や郷土を愛する態度、国際理解、国際親善、勤労、公共の精神、自然愛護、感動、畏敬の念	34	35	35	35	35	35
外国語活動	英語の歌、ゲーム、挨拶、語彙、アルファベット、応答、ALT			35	35	35	35
総合的な学習の時間	地域学習、郷土学習、環境、情報			70	70	70	70
特別活動	学級や学校の生活づくり、生活や学習への適応及び健康安全、キャリア形成と自己実現	35	35	35	35	35	35
自立活動	生活習慣の定着、感情のコントロール、手指の巧緻性を高める、ボディイメージトレーニング、ビジョントレーニング	0	0	0	0	0	0
小 計		69	70	175	175	175	175

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年					
		1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	身辺自立、身だしなみ、日常生活習慣の指導、朝の会等	70	70	35	35	35	35
遊びの指導	簡単なルールのある遊び、遊具等を使った遊び、伝承遊び等	0	0				
生活単元学習	調理学習、校外学習、買い物、宿泊学習、植物の栽培・観察、レクリエーションの企画・運営	126	140	140	175	175	175
小 計		196	210	175	210	210	210

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年		1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数		850	910	980	1015	1015	1015
備 考	<p>(ア) 1 単位時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 単位時間は45分とする。 <p>(イ) 特別活動 (児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ活動の1 単位時間は、60分とする。(4、5、6 年生は、12回) ・ 委員会活動の1 単位時間は、45分とする。(5、6 年生 毎月1回) <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて 「短い時間を活用した教科等指導」を全学年で行う。 モジュール(1回15分)を毎週朝、月曜日、火曜日、金曜日に設定する。 第1 学年 計54回 日常生活 18時間 第2 学年 計54回 日常生活 18時間 第3 学年 計84回 日常生活 28時間 第4 学年 計90回 日常生活 30時間 第5 学年 計90回 日常生活 30時間 第6 学年 計90回 日常生活 30時間 ・ 移動教室のため、第5 学年で6月20日に6 時間授業を行う。 ・ 移動教室のため、第6 学年で7月18日に6 時間授業を行う。 ・ 小中一貫教育の日のため、第1 学年で2月3日に5 時間授業を行う。 ・ 卒業式予行のため、第5、6 学年で3月18日に6 時間授業を行う。 						

